

京都市訓令甲第 11 号  
会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同項第30号中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同項第29号とし、同項第31号から第40号までを1号ずつ繰り上げる。

別表次長の項中第31号を第32号とし、第25号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 廃棄物品の処分に関する事。

別表中

「

	(9) 前各号に規定する事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。
物品会計事務を担当する担当課長	(1) 廃棄物品の処分に関する事。

を

「

	(9) 前各号に規定する事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。
--	---

に

改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)